

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 「働き方改革法」のポイント⑩

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

「働き方改革法」のポイント⑩

施行日	関係法規	内容
公布日	雇用対策法	労働者が生活との調和を保ちつつ意欲と能力に応じて就業できる環境の整備 時間外労働の上限規制の法制化、罰則適用（中小企業除く） 労使協定（36協定）の記載事項の見直し（中小企業除く）
	労働基準法	年次有給休暇の時季指定による付与義務 フレックスタイム制の見直し（精算期間の上限の延長） 高度プロフェッショナル制度の創設 面接指導（義務化、対象拡大）
2019年4月1日	労働安全衛生法	労働時間の状況の把握 産業医・産業保健機能の強化（事業者から産業医への情報提供義務等） 勤務間インターバル制度の導入（努力義務）
	労働時間等設定改善法	一定の要件を満たす衛生委員会を労働時間等設定改善委員会とみなす規定の削除（経過措置あり）、労働時間等設定改善委員会の決議に係る労働基準法の適用の特例
	労働安全衛生法・じん肺法	労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの整備

一定の要件を満たす衛生委員会を労働時間等設定改善委員会とみなす規定の削除（経過措置あり）
 これまでは、「労働時間等設定改善委員会」が設置されていない事業場において労使協定を締結することにより、衛生委員会（安全衛生委員会も含む）を「労働時間等設定改善委員会」とみなすことができた。
 しかし、労働時間等の設定の改善を図るための措置について調査審議の機会をより適切に確保する観点からその規定は廃止された。

労働時間等設定改善委員会の決議に係る労働基準法の適用の特例
 企業単位で設置された「労働時間等設定改善委員会」において決議が行われたときは、その決議を労基法で定める労使協定の一部に代えることができる特例が新設された。
 なお、特例の対象となる労基法で定める労使協定とは、労基法37条3項（代替休暇）、39条4項（年次有給休暇の時間単位付与）及び39条6項（年次有給休暇の計画的付与）の3つである。

現行の労働時間等設定改善法の概要

- 「労働時間等の設定に関する特別措置法」は、「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」（時短促進法、平成4年から5年間の時短法、平成9年、平成13年に廃止期限を延長）を、労使の自主的な取組を中心とする基本的性格を保ちつつ、平成17年に改めたもの。
 ⇒ 時短（年間総実労働時間1800時間の数値目標）から、事業場における「労働時間等の設定の改善」へ
 ※ 数値目標を含めた「労働時間短縮推進計画」から「労働時間等設定改善指針」へ／時短法から恒久法へ

労働時間等の設定の改善

- 労働時間、始業・終業の時刻、休日数、年次有給休暇の日数等の労働時間等に関する事項の設定を、労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応したものに改善すること
- 事業主は、労働時間等の設定の改善を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない
- 国は、事業主等に対し援助等を行うとともに、必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない

労働時間等設定改善指針（主な内容）

- 経営者自らが主導して、職場風土改革のための意識改革等に努めることが重要
 - 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定められた社会全体の目標の内容も踏まえ、各企業の実情に応じて仕事と生活の調和の実現に向けて計画的に取り組むことが必要
 （社会全体の目標値）
 ○「週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2020年までに5割減」
 ○「年次有給休暇取得率を2020年までに70%に引き上げる」など
- 【仕事と生活の調和の実現のために重要な取組】

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

▶ キーワード検索はこちら

労働時間等設定改善指針の策定

事業主等が労働時間等の設定を改善するという努力義務に適切に対処できるよう、定めるもの
(具体的取組を進める上で参考となる事項も規定)

労働時間等設定改善委員会

- ・ 労使間の話し合いの機会を整備するために設置(努力義務)
- ・ 一定の要件を満たす委員会には、労使協定代替効果、届出免除といった労働基準法の適用の特例

労働時間等設定改善実施計画

2以上の事業主が共同して作成し、大臣承認を受けた場合、内容の独禁法違反の有無を関係大臣が公正取引委員会と調整

- (1) 労使間の話し合いの機会の整備
 - 労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使間の話し合いの機会の整備 等
- (2) 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備
 - 取得の呼びかけ等による取得しやすい雰囲気づくり
 - 計画的な年次有給休暇の取得
 - 年次有給休暇の取得状況を確認する制度の導入
 - 取得率の目標設定の検討
 - 転勤が不利にならない等のための年次有給休暇付与の早期化の検討
 - 子供の学校休業日に合わせた年次有給休暇取得への配慮 等
- (3) 所定外労働の削減
 - 「ノー残業デー」、「ノー残業ウィーク」の導入・拡充
 - 長時間労働の抑制(長時間労働が恒常的なものにならないようにする等) 等
- (4) 労働者各人の健康と生活への配慮
 - 特に健康の維持に努める必要があると認められる労働者
 - 育児・介護を行っている労働者
 - 公認権の行使等を行う労働者
 - 単身赴任中の労働者
 - 自発的な職業能力開発を行う労働者 等への配慮

1

(つづく)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

▶ サイトマップ ▶ このサイトについて ▶ 個人情報保護の取組みについて

▶ ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.